

平成 19 年 6 月 27 日 (水)

## 案件形成調査について

JICA 国際協力専門員  
(環境アセスメント)  
田中 研一

本日開催の第 9 回ジェットロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会に出席できませんので、これまでの議論を踏まえた上で、下記の意見を提出させていただきます。

### 1. 案件形成調査としての地球環境調査報告書作成基準

本作成基準の内容については現在改定案が検討されつつある。作成基準の 6 . (2) にあるような財務的内部収益率 (FIRR) や経済的内部収益率 (EIRR) など財務・経済分析の結果概要の記載をすることは、本来長期の的確なフィージビリティ調査 (F/S) を行って初めてできるものとする。したがって、F/S の報告書との差異を明確化させる意味でも、案件形成の初期段階での調査という性格から、予備的 FIRR , 予備的 EIRR などの表現にすべきと思う。なお、10 . プロジェクトの資金調達の見通し、11 . 円借款要請に向けたアクションプランと課題に関しては、外務省のホームページに掲載されている円借款の迅速化についての内容とあわせて考えると、特に JICA 環境社会配慮ガイドラインに示されているカテゴリ A の大型インフラ案件などの場合には、迅速化と環境社会配慮を適切に実施してゆくことはトレードオフの関係にある場合が少なくない。よって、最初の案件形成段階における環境社会配慮の実施はさらに重要性を増しており、調査報告書作成基準に基づき、的確なジェットロ調査が実施されてゆくことに期待がかけられている。

### 2. ガイドラインの意義

これまで、昨年 10 月下旬に開催された第 1 回ジェットロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会以来、ガイドラインの理念や意義を含めて協議が続けられてきたと認識している。他の言葉に置き換えてはどうかとのご意見も最近出されて

いるが、案件形成調査については、上記 1 . に述べた円借款との連携や JICA 開発調査につながる案件となる場合も想定されることから、JICA 環境社会配慮ガイドラインとの整合性も踏まえて、「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン」として策定する必要があると考える。また、ジェットロとして議論の進捗を随時公開した形式で、本策定委員会を開催している経緯からも、ホームページなどを通じて環境社会配慮に関わる理念と目的を、広く国民にも示す絶好の機会になるものと思う。なお、CSRの扱いについては、ガイドラインの中に入れるのか、別の形でまとめるのかについて議論を続けながら合意形成を図ってゆくことが望ましいと考える。

### 3 . 案件形成調査に関する環境社会配慮手続きについて

審査採択段階で公募提案書に求められる事項に関し、案件発掘・形成の調査を提案するに当たって、スクリーニングやスコーピングも含めて提案者が周知していなければならない事項が多々ある。したがって、JICA 環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ A 案件やカテゴリ B 案件として示されるようなインフラ案件の発掘形成を提案する際に、特にカテゴリ A の有望な大型インフラ円借款案件について案件形成調査後の次のステップとして JICA 開発調査を念頭において検討する場合は、JICA 環境社会配慮ガイドラインに別紙 3 として添付されているスクリーニング様式の各項目を参照することが不可欠であると考え。たとえば、カテゴリ A の大型インフラ案件であれば、提案者はプロジェクトの特性に応じて調査団員に社会配慮専門家や自然環境専門家などを加えることになるはずである。したがって、スクリーニング様式でカテゴリ A , B , C に分けることは、環境社会配慮のメリハリを検討する上でも重要であり、「本事業の目的の 1 つが提案事業の円借款要請・供与の実現であることを踏まえ」(注 調査報告書作成基準 10 .(3) より) となっていることから、JICA ならびに JBIC のガイドラインとの整合性を図る意味からも、カテゴリ分けの議論は再度行うべきと考える。

以 上